

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
9	浜田市景観条例の一部改正 と景観重要樹木の指定に関 する請願について	浜田市田橋町 531 浅浦 徹	西田清久	R1. 10. 07
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	産業建設委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>地元住民により保護、管理がなされている美川地区の桜並木と旭町の市子桜を平成 28 年に施行された浜田市景観条例第 19 条における景観重要樹木の指定を担当課にお願いしたところ景観法第 29 条の所有者からの提案および 2 項の景観整備機構からの提案を理由に現状ではできないとの回答をされた。</p> <p>美川地区の桜並木については周布川沿いの県道 304 号線沿いにあり県の所有地であることから県担当課に尋ねたところ私的な土地の占有はなく所有者は不明、旭町の市子桜について以前は教育委員会であったが現在は旭町の防災自治課となっている。</p> <p>(樹木を土地に植えると形式的に付合の状態になるが、権限がある者が植樹した場合植樹した者の所有となる)</p> <p>このことについて国土交通省の担当者に尋ねたところ景観法の目的は良好な景観の保全とランドマークとなる景観重要樹木の保全であり所有権とは別にあると言われ、類似する事例のある神奈川県平塚市の担当者からは指定がある渋田川の桜並木についても所有者ははっきりしないが保護育成の協議会を作り対応しているとの回答であった。</p> <p>浜田市景観計画の序章の中で「景観を次世代に引き継いでいくことや、景観を作っていくことは市全体の価値を高めることになりまちづくりの重要な要素であり、また、私達に課せられた責務であると考えます」と行政自ら述べているのであれば住民による提案や活動に対し前向きな対応を示すべきと考える。</p> <p>また、浜田市が平成 19 年に施行した浜田市名木保存条例の第 2 条では「古木等を所有し、又は管理する者から名木等の指定の申請があった場合」とあり指定にも自治会の管理による指定樹木があるため条例間での整合性について疑問を感じるところがある。</p> <p>このため、条例の一部改正と景観法 29 条 2 項における景観整備機構または景観法第 11 条 2 項にある団体の指定及び景観重要樹木の指定を求める。</p> <p>2 請願の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浜田市景観条例第 19 条の景観重要樹木の指定について浜田市名木保存条例と同様に所有または管理する者からの提案の一項を付け加える</li> <li>2. 住民等による提案をしやすくするため法 29 条 2 項の景観整備機構または法 11 条 2 項のまちづくりの推進を図る団体の指定をする</li> <li>3. 現在 提案している美川地区の桜並木と旭町の市子桜について指定の検討を行う</li> </ol>				